

5 畜産第 903 号
令和 5 年 7 月 28 日

公益社団法人 全国和牛登録協会 会長理事 殿

農林水産省畜産局畜産振興課長

家畜人工授精用精液等とその証明書の一體的な取扱いによる家畜改良増殖法
の遵守の徹底について

今般、家畜人工授精用精液又は家畜体外受精卵の譲渡時から 1～4 週間後にその家畜人工授精用精液証明書又は家畜体外受精卵証明書を送付していた事案及び本来添付すべきものと異なる家畜人工授精用精液証明書を添付した家畜人工授精用精液の譲渡が行われた事案が判明しました。

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）では、第 14 条第 1 項及び第 2 項により、家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書が添付されていない家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵又は家畜体外受精卵の譲渡や注入等を禁止しています。このことについて、「家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の遵守の徹底について」（令和 4 年 6 月 24 日付け 4 畜産第 720 号農林水産省畜産局畜産振興課長通知）等により、家畜人工授精用精液等とその証明書の一體的な取扱いによる家畜改良増殖法の遵守の徹底を図っているところです（別添参照）。

については、改めて、貴会会員の家畜人工授精所、獣医師、家畜人工授精師等の関係者への家畜改良増殖法の遵守に係る指導の徹底をお願いします。

【別添】

家畜人工授精用精液等とその証明書の一體的な取り扱いによる
家畜改良増殖法の遵守の徹底に関する通知

- 1 「家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の遵守の徹底について」（令和4年6月24日付け4畜産第720号農林水産省畜産局畜産振興課長通知）（https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/wagyu_tuuti-20.pdf）記 1 家畜人工授精用精液等とその家畜人工授精用精液証明書等の一體的な取扱いについて（家畜改良増殖法第13条及び第14条関係）
- 2 「家畜人工授精用精液等とその家畜人工授精用精液証明書等の一體的な取扱いの確実な実施について」（令和3年1月22日付け2生畜第1665号-1農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）（https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/wagyu_tuuti-2.pdf）
- 3 「家畜人工授精師及び獣医師における家畜人工授精及び受精卵移植業務の適正実施について」（令和元年7月26日付け元生畜第441号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）（https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/wagyu_tuuti-9.pdf）記（1）「家畜人工授精用精液証明書及び家畜体内（体外）受精卵証明書の適正な管理」